

原子力災害に係る避難先施設の登録について

東通原子力発電所における事故等により原子力災害が発生した場合に、原子力発電所から概ね30km圏内に所在する医療機関及び社会福祉施設等に入院・入所している方々を迅速に避難させることができるよう、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を定め、多くの医療機関及び社会福祉施設等に避難先としてご登録いただいているところですが、さらにより多くの避難先を確保するため、避難先施設としての登録をお願いします。

※ 申請書等の様式は、県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/hinansakitourokuseido.html>

青森県原子力登録



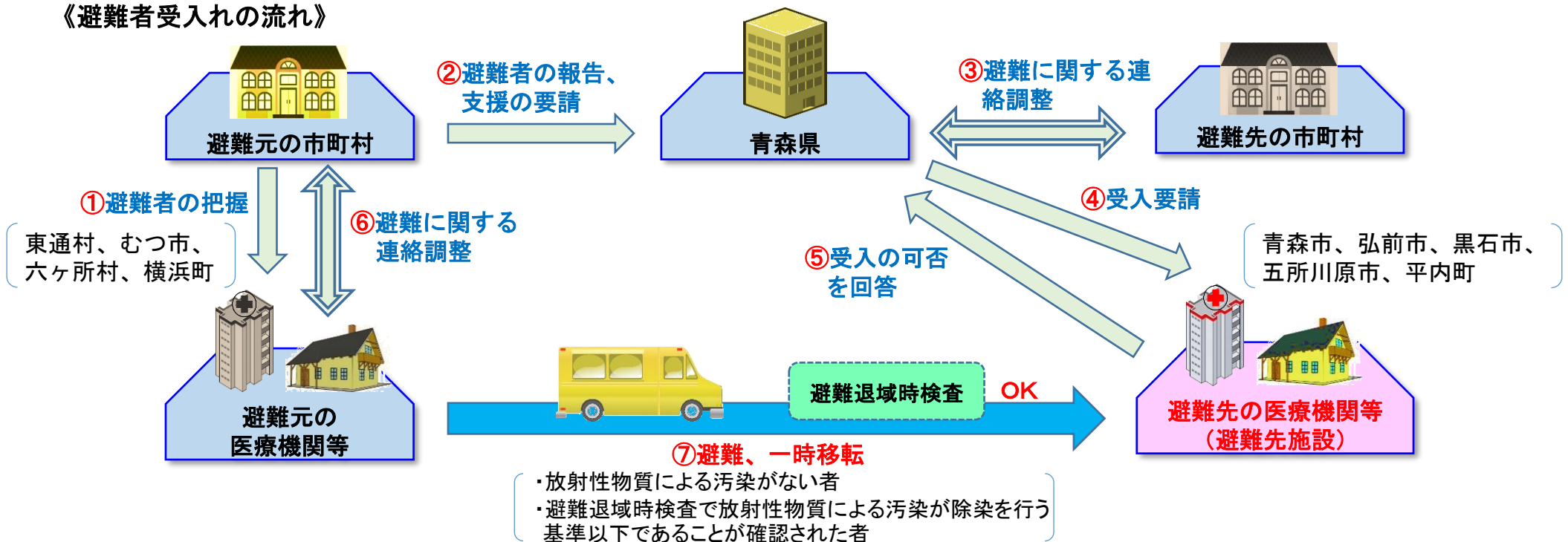
避難先施設の役割

- ◇避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者や社会福祉施設等の入所者の受入れ
- ◇避難生活に必要な支援

登録対象施設等

- ◇避難先市町村（青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町）に所在する次の施設
 - ・病院、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設

《避難者受入の流れ》



避難先施設の協力内容

受入期間

- ◆受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間

※台帳登録時に申請いただいた受入可能人数を必ず受入れしなければならないものではなく、受入れにあたっては必ず調整を行います。

支援内容

- ◆避難者及び付添いする支援者に対する
必要な食料、寝具その他の生活必需品の提供
- ◆避難者に対する
避難生活上の支援、必要とする保健医療サービス・福祉サービスの提供

可能な範囲で協力を依頼

- ◆所在する市町村の行政区域内における避難者の搬送
- ◆医療機関や社会福祉施設等の入院・入所者以外の者の受入れ（在宅で医療や介護を受けており医療機関や社会福祉施設等での受入れが適当な者、体育館等の避難所に避難したがそこでは健康状態の悪化が懸念される者など）

避難先施設の位置付け

位置付け	運営者	運営の支援
県が開設する福祉避難所	避難先施設の管理者 （県が福祉避難所の運営を委託）	・県→避難先施設との連絡調整、後方支援 ・避難元市町村→避難者の退所等の支援 ・避難先市町村→避難先施設への食料の配分等の支援（災害救助法第13条第2項による県が行う救助の補助業務）

県が費用負担する内容（災害救助法等）

管理運営に要した次の費用

- ①食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供も含む）
- ②日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- ③避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- ④避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- ⑤その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用